

## 契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合					備考
									再就職の役員の数(機構)	再就職の役員の数(国)	公益法人の区分	国又は都道府県所管の区分	応募者数	
募集委託契約(政府保証第26回住宅金融支援機構債券(グリーンボンド))	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和6年5月13日	株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町1-5-5	6010001008845	会計実施細則第40条第1項当初、入札を行ったが不落(落札者なし)となったため、「一般競争及び指名競争の手續に関する実施細則」の規定に従い、再度随意契約の交渉を行ったものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方の契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため非公表	-	-	-	-	-	-	
募集委託契約(政府保証第27回住宅金融支援機構債券(グリーンボンド))	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和6年5月17日	株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町1-5-5	6010001008845	会計実施細則第40条第1項当初、入札を行ったが不落(落札者なし)となったため、「一般競争及び指名競争の手續に関する実施細則」の規定に従い、再度随意契約の交渉を行ったものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方の契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため非公表	-	-	-	-	-	-	
引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第205回住宅金融支援機構債券)	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和6年5月22日	大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-1 BoFA証券株式会社 東京都中央区日本橋1-4-1 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町1-9-2	9010001063235 5010001030858 4010001129098	会計規程第25条第1項第6号 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式による評価を行って主幹候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手續により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	160,380,000	160,380,000	100.00%	-	-	-	-	-	
ALMリスク分析システムにおける金利モデルのメンテナンス	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和6年5月23日	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 東京都千代田区麹町2-4-1	2010001034564	会計規程第25条第1項第2号 本件は、ALMリスク分析システムに新たな金利モデルを実装するためのメンテナンスを行うものである。本件モデルの著作権等の知的財産権は開発元である契約相手方に帰属しており、計算ロジックを第三者に対して公開することができないため、随意契約するものである。	9,075,000	9,075,000	100.00%	-	-	-	-	-	
機構本体格付の取得	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和6年5月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社 東京都港区愛宕2-5-1	5010401045340	会計規程第25条第1項第4号 証券化支援事業(保証型)は、民間金融機関が住宅ローンを証券化するため、民間金融機関において格付機関を決定する。格付機関が債券等の格付を行うに当たっては、特定債務保証を行う機構の本体格付が必要となるため、当該民間金融機関が選定した格付会社と随意契約したものである。	1,100,000	1,100,000	100.00%	-	-	-	-	-	
2024年度「住生活月間」協賛金の支出	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和6年5月30日	住生活月間実行委員会 東京都千代田区神田小川町1-11	-	会計規程第25条第1項第4号 住生活月間実行委員会に所属することにより、フラット35及びその他の融資制度を効率的に周知する機会を得ることができることから、住生活月間実行委員会の構成団体として住生活月間の協賛金を負担するために、同委員会と随意契約したものである。	1,100,000	1,100,000	100.00%	-	-	-	-	-	

(注)会計規程第30条の21に基づく公表である。